

平成 25 年 8 月 日

「2013年度 分権型社会を支える地域経済財政システム研究会」運営要綱（案）

第1 目 的

東日本大震災の発生から2年以上が経過した現在も、被災自治体を中心として復興に向けた懸命な取組みが行われているが、課題が山積しているのが現状である。被災自治体の現場では、様々な要因により復興事業が滞る事案が相次いでいる。国は、様々な税財政上の施策を基に復興に向けた取組みを実施してきたが、復興に資する効果が期待したほど行き届いてはおらず、その一因として煩雑な事務手続きが一因であるとの指摘があり、こうした課題の改善に取り組む必要がある。

そこで、「東日本大震災からの経済復興と都市自治体財政の課題」をテーマに復興に向けた取組みに焦点を当てることで、被災自治体における財政上の課題や地域経済の復興の現状及び課題について調査研究を行い、そこで得られる知見や示唆により、被災自治体の取組みに一助となるとともに、今後の都市自治体の行財政運営に資することを目的とするものである。

第2 名 称

名称は、「2013年度 分権型社会を支える地域経済財政システム研究会」（以下「研究会」という。）とする。

第3 構 成

- (1) 研究会に委員長と副委員長をそれぞれ1名置く。
- (2) 委員長は研究会を統括する。
- (3) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。
- (4) 研究会の委員は別に定める。

第4 議 事

- (1) 研究会の会議は、委員長が招集する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、学識経験者等に研究会への出席を求め、その意見を聞くことができる。

第5 設置期間

研究会の設置期間は設置の日から平成26年3月31日までとする。

第6 そ の 他

- (1) 研究会の事務局は、公益財団法人日本都市センター 研究室に置く。
- (2) この要綱に定めるもののほか、研究会の運営その他必要な事項は、委員長が別に定める。
- (3) 議事の概要及び資料は、原則として公益財団法人日本都市センターのホームページにおいて公開する。